

よくあるお問合せについて

番号	ご質問内容	回答
1	<p>公募一覧   府省共通研究開発管理システム (e-Rad) ポータルサイトを拝見しますと、本公募については、応募は研究者単位、機関承認は不要となっております。</p> <p>公募要領p102には以下の記載がありますが、e-Rad機関承認は不要ということでしょうか？</p> <p><u>「応募に当たって研究機関事務代表者の承認が必要な場合は、研究機関の承認が行われる必要があります。」</u></p>	<p>e-Rad機関承認は不要としております。</p>
2	<p>36ページ目のA-2 衛星画像分析による被害状況把握・常時モニタリング技術に、○小型SAR衛星コンステレーション内の異なる衛星による撮像画像の比較解析を可能とする衛星画像時系列解析技術を開発する。</p> <p>とあります。</p> <p>同じページのA-4 災害情報の統合分析に基づく被害状況の可視化技術にも、○小型SAR衛星コンステレーション内の異なる衛星による撮像画像の比較解析を可能とする衛星画像時系列解析技術を開発する。</p> <p>とあります。</p> <p>上記同一文章が入っており、A-4の方は重複しているのではないのでしょうか。</p>	<p>防災科研HPに「公募要領訂正のお知らせ」にて修正を周知いたしました。(4月6日(木)HP掲載済み)</p>
3	<p>本公募について、貴研究所が取り纏めているかと存じますが、実施体制に、貴研究所の研究員様に入っていたことは制度上、問題ございませんでしょうか？</p>	<p>防災科研の研究員も参画可能です。</p> <p>戦略的イノベーション推進室は「スマート防災ネットワークの構築」の事業管理や運営を推進する研究推進法人として機能しており、理事長直下の組織として防災科研の研究開発を担う部署と切り分けられた独立した組織となっております。</p>
4	<p>直接費として計上できる人件費について教えてください。</p> <p>本研究開発には以下の雇用形態のメンバーを参加させる予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・正社員</li> <li>・他企業からの出向者</li> </ul> <p>ここで、出向者でも人件費を計上できるでしょうか。</p> <p>出向元の企業とは出向に関しての協定書や覚書を取り交わしていますので、それが従事証明書となるでしょうか。</p> <p>また、単金計算はどのように行えばいいでしょうか。出向元における給与明細か健保等級になるでしょうか。それとも出向の協定書に基づく月額費用からの算出になるでしょうか。</p>	<p>他社から貴社への出向者の場合、本委託研究開発に従事していることを証明することによりその人件費を計上することができます。</p> <p>①出向者の従事証明 出向協定書もしくは覚書等において、本研究開発に従事することが明記されていれば従事証明書の代わりにすることができます。</p> <p>②出向者の人件費 出向者の従事実績(事実)に対するものとして、出向協定書に基づく月額費用からの算出が基本となります。</p>
5	<p>応募要件の中で、研究機関に属することという記載がありますが、この「研究開発」に関する定義について、もう少し詳細をご教授いただけますでしょうか？</p> <p>(防災領域で活用できるWeb-GISの開発を進めていますが、資格を有するのをお伺いできると幸いです)</p> <p>5 応募の要件について</p> <p>○国内の研究機関に所属して研究開発を実施できること。</p> <p>※「国内の研究機関」：国内に法人格を持つ大学、独立行政法人、国公立試験研究機関、特別認可法人、公益法人、企業等のうち、研究開発を実施している機関</p>	<p>公募要領に取り組みべき(提案いただきたい)サブ課題及び研究開発テーマを記載していますが、研究開発責任者はこれらの研究開発を実施するにあたり、研究機関に所属して継続して提案いただいた研究開発を進めていただく必要があります。</p> <p>その研究開発の素地(貴社でいうところのWeb-GISの開発であったり、ほか提案に関する研究、体制等々)があるかどうかと考えています。</p>
6	<p>戦略的イノベーション創造プログラム (S I P) の「スマート防災ネットワークの構築」への応募に際し、以下お伺いします。</p> <p>【回答様式】</p> <p>----- (ここから) -----</p> <p>Q. 防衛関連のR&amp;Dや業務を実施されていますか？ (実施単位は、大学の場合は研究室、企業の場合は部署です。)</p> <p>A. はい/いいえ (どちらか一方を残してください)</p> <p>Q. 研究成果の防衛関連への応用を志向しますか？ 志向する場合は具体的な内容をお教えてください。</p> <p>A. はい/いいえ (どちらか一方を残してください)</p> <p>具体的な内容 (はいの場合) : ----- (ここまで) -----</p>	<p>Q. 防衛関連のR&amp;Dや業務を実施されていますか？ (実施単位は、大学の場合は研究室、企業の場合は部署です。)</p> <p>A. いいえ</p> <p>Q. 研究成果の防衛関連への応用を志向しますか？ 志向する場合は具体的な内容をお教えてください。</p> <p>A. いいえ</p>

## よくあるお問合せについて

番号	ご質問内容	回答
7	申請書における「主たる共同研究者」が他のSIP第3期事業における主たる共同研究者を兼務することは可能でしょうか？	可能です。 ただし、防災科研の公募以外の他の競争的研究費制度等も含め、過度な重複、過度な集中に当たると判断される場合は、採択時に調整させていただく場合もございます。 ※公募要領92P「不合理な重複・過度の集中に対する措置」もご参照ください。
8	本日の説明資料P41の件費のところ書かれている研究推進担当者は、件費として払えるとなっております。研究推進担当者を個人ではなく、企業等へ資料等のとりまとめなどを業務として委託することは問題ないでしょうか。	研究推進担当者を研究開発機関等の外に置くことは想定していません。企業等への業務委託の費用については、提案の審査時又は契約締結時に個別に内容を確認の上その可否を判断させていただきます。
9	研究開発実施体制について質問します。様式2-1の研究開発実施体制の青字の注意書きには「研究開発責任者が属する機関を研究開発機関とし、それ以外の機関を共同研究開発機関としてください。」とあります。複数の部局でチームを構成する場合、同じ機関に所属する複数の部局が「研究開発機関」と「共同研究開発機関」を構成しても問題ないでしょうか。	同じ機関に所属する複数の部局で「研究開発機関」と「共同研究開発機関」を構成することは問題ありません。
10	公募要領のP68において、5年の間、この体制を死守する必要があるでしょうか。進捗に応じて、共同研究機関の見直しが可能かどうかについてご回答のほど、よろしくお願いたします。 また、研究開発機関として担う企業の中に社会人大学院生が在籍している場合、所属している大学の先生を共同研究機関として研究体制を組織することは、倫理上問題ないでしょうか。またその逆（大学：研究開発機関、企業：共同研究機関）も倫理上問題ないでしょうか。	研究開発体制は、研究開発の進捗状況や評価の結果によって変更の必要が生じる可能性があり、その場合は見直しを求められます。研究開発体制は審査の重要なポイントの一つとなるので、あらかじめ変更が想定されている場合はその旨を提案に記載する必要があります。 社会人大学院生の所属する大学が共同研究開発機関となること、またその逆(大学：研究開発機関、企業：共同研究開発機関)の体制とすることは可能と考えられますが、社会人大学院生の身分上の取扱いや倫理上の問題の有無については、大学、企業等の規程、規則等により判断して下さい。
11	研究開発テーマ（個別提案）への応募を検討しておりますが、公募要領p.52の「図表II-24 初年度研究開発費及び採択予定件数」には、サブ課題（包括提案）に対する記載がされております。研究開発テーマ（個別提案）に応募する際に、提案可能な研究開発費の上限、及び、採択予定件数について、お教えいただけますでしょうか？	サブ課題AからDについてはサブ課題全体に対して包括的に取り組む包括提案を基本としているため、サブ課題を構成する研究開発テーマ毎の予算は設定していません。このため、該当するサブ課題全体の予算規模と含まれる研究開発テーマ数を参考に検討をお願いします。なお、個別提案が採択される場合は、包括提案の内容と審査結果も考慮した上で最終的な予算配分を決定します。
12	(1) 公募説明会資料のp30のサブ課題の規模に関して質問させていただきます。 Aのサブ課題では包括提案1件で5億円程度ということですが、p18ではAでは個別提案も受け付けることになっております。当然内容にもよりますが、Aに対して個別提案は何件程度受け付けることを想定されているでしょうか。 (2) Aトータルで5億円ということですが、A-1からA-4の個別テーマでの予算規模としては、どれくらいを想定されているでしょうか。均等に各テーマ1.25億円でしょうか。それとも第3期はA-3とA-4が中心なので、A-3、A-4の予算規模の方が大きいと考えて良いのでしょうか。A-3の提案を考えておりますので、A-3の想定予算規模があればお教えいただけませんか。 (3) 個別提案で採択された場合には、包括提案の中に入って研究開発をすることですが、A-3で提案する場合にA-1やA-2等其他のテーマとの連携に関しても提案書の中に組み込む必要があるでしょうか。 (4) 包括提案で考えている実証場所と個別提案で考えている実証場所が異なる場合どのようになりますでしょうか。先程の公募説明会で実証場所に関してはある程度実証場所との調整をとっておく必要があると感じましたが、折角調整した実証場所が包括提案の実証場所と異なる場合には、調整した実証場所を断らないといけない状況が発生しますでしょうか。あるいは個別提案を受け付けるとのことですが、実際問題としては包括提案と当然テーマとして重複する可能性が高いので、個別提案は採択されないということになるのでしょうか。	(1)、(2) サブ課題AからDについてはサブ課題全体に対して包括的に取り組む包括提案を基本としているため、サブ課題を構成する研究開発テーマ毎の予算は設定していません。このため、該当するサブ課題全体の予算規模と含まれる研究開発テーマ数を参考に検討をお願いします。なお、個別提案が採択される場合は、包括提案の内容と審査結果も考慮した上で最終的な予算配分を決定します。 (3) 提案は、他研究開発テーマとの連携の構想や計画等についても記載願います。 (4) 包括提案がある以上、重複いたしますが、個別提案を採択した場合には、包括提案者と調整することになります。
13	SIP3期の公募説明会の録画動画はいつ頃公開されるのでしょうか。 また、質疑に関しても途中途切れ途切れでしたので公開されると伺いました。そちらに関しても公開予定がいつ頃かご教示いただけないでしょうか。	公募説明会質疑応答は4月21日(金)に、公募説明会動画は4月25日(火)に公開しました
14	機構の内部手続きにて「応募先が求める研究インテグリティの確保に対応するための情報の記載」があるかないかを機構内手続き上、回答しなければならぬという問い合わせがあり、今回の提案書内に「研究インテグリティに関する情報の記載がある」と判断してよいでしょうか。応募様式（SIP-様式9）には、9、他制度での助成等の有無という項目があります。	機構のいう「研究インテグリティの確保に対応するための情報」の具体的な範囲は分かりかねますが、応募様式9の記載内容は研究インテグリティの確保に対応するための情報でもあると認識しています。
15	第3期SIPスマート防災ネットワークの構築、に研究提案を行いたいと考えています。 申請はeRad上で行う必要があり、4/15 17:00が提出期限なのですが、当日での提出で問題ないでしょうか。大学事務等の対応が別途必要となると言ったことがありますでしょうか。	応募は研究者単位で、機関承認は不要となっております。 公募最終日はアクセスが集中する恐れがありますので、余裕を持った応募手続きをお願いします。

## よくあるお問合せについて

番号	ご質問内容	回答
16	<p>e-Radによる申請内容について以下質問です。</p> <p>1. 「研究目的ファイル」「研究概要ファイル」「応募情報ファイル」は、提案書の内容を分けて記載すればよろしいのでしょうか。 その場合、提案書のどの様式が上記ファイルに該当するのでしょうか。</p> <p>2. 「研究開発課題名」は、応募するサブ課題名でよろしいのでしょうか。</p> <p>3. 「2. 研究組織情報の登録」は、予算要求の有無に関わらず、課題に参加するメンバー全員分の登録が必要でしょうか。 それとも予算要求する研究・参画機関の代表者のみの登録でしょうか。</p>	<p>1. 「研究目的」「研究概要」は提案書に記載の対応箇所を要約して記載していただけます。 具体的には、「研究目的」は提案書のうち様式1の1.(1)研究開発の目的、「研究概要」は提案書のうち6.サブ課題要旨が該当します。いずれも所定の欄に1,000文字以内で記載し、1,000文字以内で書ききれない場合のみその「ファイル」の添付も可としていますが、必須ではありません。 「応募情報ファイル」は様式1~11を含む提案書が該当し、そのファイルをアップロードします。この添付ファイルの最大容量は10MBですので、やむを得ず10MBを越える場合は、そのアップロード前に防災科研にお問合せ下さい。</p> <p>2. 応募されるサブ課題名になります。</p> <p>3. 研究開発機関の研究開発責任者と共同研究開発機関の主たる共同研究者のみの登録としてください。</p>
17	<p>本学の研究者が SIP「スマート防災ネットワークの構築」と SIP「スマートインフラマネジメント」の両方に申請を検討しております。 <a href="https://www.pwri.go.jp/jpn/research/sip/index.html?1">https://www.pwri.go.jp/jpn/research/sip/index.html?1</a> 両方に申請可能でしょうか？ 確認したくよろしくお願いたします。</p>	<p>お問い合わせいただきました複数の課題への申請につきましては、 防災科研の公募以外の他の競争的研究費制度等も含め、過度な重複、過度な集中に当たると判断される場合は、採択時に調整させていただく場合もございます。 公募要領P92 5応募に際しての注意事項「不合理な重複・過度の集中に対する措置」をご参照ください。</p>
18	<p>① 研究開発テーマに同一法人が複数の共同研究開発機関を立ち上げた場合、委託研究契約の締結は一本化できますか、それとも共同研究開発機関ごとの契約になりますか。 ② 同様に誓約書は1つの法人につき1様式の提出でよろしいですか。 ③ 複数の共同研究開発機関を立ち上げ、それぞれの共同研究開発機関の社会実装担当者が同一人物となることは可能でしょうか。 ④ 一般財団法人は委託研究契約事務処理説明書は大学等用・企業用どちらを参照したらよろしいでしょうか。</p>	<p>①契約は機関(研究開発機関、共同研究開発機関)ごとに防災科研と1対1で締結することが原則ですが、ご指摘のような場合は、合理的・効率的な範囲において契約の一本化を検討します。 ②誓約書は契約単位で提出いただきますので、契約を一本化した場合は誓約書も1つとなります。 ③同一人物とすることが適当な場合は可能です。 ④「大学等」、「企業等」の機関区分については、以下のとおりに判定いたします。 法人税法第2条1項九に規定する普通法人の場合は企業等に該当 法人税法第2条1項九の2に規定する非営利型法人の場合は大学等に該当</p>
19	<p>「研究開発機関」「共同研究開発機関」「協力機関」等について： ・確認になりますが、研究予算を申請できる機関は「研究開発機関」と「共同研究開発機関」で、協力機関は申請できないという認識でよろしいでしょうか。 ・また、協力機関に対する外注は可能でしょうか、可能の場合、費用は全体予算の何%などの金額の規定はございますでしょうか？</p>	<p>研究開発機関：サブ課題の研究開発責任者となる主たる研究機関 共同研究開発機関：上記研究開発機関がサブ課題の研究開発を進めるにあたり、 上記研究開発機関と共同あるいは分担して研究開発を行う研究機関 上記「研究開発機関」と「共同研究開発機関」は個別に研究推進法人（防災科研）と委託研究契約を締結し、直接委託研究費を得て研究開発を実施します。 一方、「協力機関」とは「研究開発機関」や「共同研究開発機関」との関係において研究開発にアドバイスや助言、技術協力等の協力をする機関であるため、「協力機関」が研究推進法人（防災科研）と直接契約を締結することはなく、研究推進法人（防災科研）に直接予算申請をすることはできません。 従って、「研究開発機関」や「共同研究開発機関」が「協力機関」に業務外注（依頼）をすることは可能で、外注額にも特に制限は設けておりませんが、外注（依頼）業務内容に研究開発要素を含む研究開発の委託（再委託）は認められないことにはご注意ください。</p>
20	<p>内閣府や文部科学省等の官公庁で適用実績のある単価表があり、適用可能でしょうか。</p>	<p>機関において受託単価規定等が定められており、これを適用した受託実績があれば適用可能です。</p>

よくあるお問合せについて

番号	ご質問内容	回答
21	<p>1. SIP費用で購入したデータの帰属について 民間で購入した機材については、SIP終了後返還が規定されていましたが、データはいかがでしょうか 例えばAIの教師データとして使用するデータなど検討しておりますが、防災科研への返還が必要となるのか、企業で所有が認められるのか、ご教示ください</p> <p>2. 外国籍研究者の取扱いについて 民間企業で雇用している外国人技術者について、知財権の取扱いがどのようになるのかご教示ください</p> <p>9. 国外機関等（外国籍の企業、大学、研究者等）の参加 （中略）</p> <p>○国外機関等については、知財権は研究推進法人等と国外機関等の共有とする ガバニングボードからの指針には以上のように記載されています 雇用了職員と共有せざるを得ないのか、確認が必要なためご連絡いたしました。 お手数をおかけしますがご教示頂きますようお願いいたします</p>	<p>1. SIP費用で購入したデータの帰属については、 取得価格が50万円以上のものは防災科研、50万円未満のものは研究機関の帰属となります。</p> <p>2. 外国籍研究者の取扱いについては、一般的には当該外国人研究者と民間企業との雇用契約の内容によって考えられますが、具体的な案件があれば個別に相談願います。</p>
22	<p>1. e-Radの申請書を提出する際の計上した予算案には根拠となる見積は必要ないと認識しておりますがいかがでしょうか。</p> <p>2. 共同研究開発機関の主たる共同研究者の登録方法はe-Radで研究者番号を登録し、大学役割分担、直接経費、間接経費、"エフォート率"、"研究内容の相違点及び他の研究費に加えて本研究応募研究課題に応募する理由"のみだと思っておりますが、間違いないでしょうか。</p>	<p>1. e-Rad申請時には予算案の根拠につきまして見積等の添付は求められていませんが、共同研究開発機関との調整や、ご提案が採択された場合に作成する実施計画書との整合も必要になりますので、積算の根拠になる資料はご準備ください。</p> <p>2. 共同研究者の登録に必要な記載項目は、ご指摘いただいた内容と同じ認識です。 記載内容等についてご質問がございましたら、e-Radヘルプデスクにご確認下さい。</p>
23	<p>マッチングファンドについて、資料「SIP 第3期におけるマッチングファンドの考え方について」等を参照しましたが、今回初めて接する情報のため、何点か確認させて下さい。</p> <p>1)適用年度・タイミングは採択後初年度分からという考えでよいでしょうか？（例えば、「中間評価時点後に適用」という条件はあったりするのでしょうか？）</p> <p>2)マッチング率が50%と記載されていますが、これは全ての案件で一律に適用されるのでしょうか？（個別に調整可能なものなのでしょうか？）</p> <p>3)マッチングファンドに提出するお金は計画書にどのように記載（反映）させるのでしょうか？</p> <p>4)企画提案書様式が民間企業と大学等で異なるものがありますが、一般財団法人はどちらに該当しますか？</p>	<p>1) マッチングファンド方式の適用に当たっては、ステージゲート（3年目評価）を通過した段階で、主として民間企業において社会実装を目指すものが対象となります。 このため、本課題においては適用のタイミングは研究開発4年目以降となります。</p> <p>2) マッチングファンド方式が適用された際のマッチング率については一律50%が適用されます。 参考) SIP第3期におけるマッチングファンドの考え方について <a href="https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/sip_matchingfund.pdf">https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/sip_matchingfund.pdf</a></p> <p>3) マッチングファンドについては、様式1の(7)産業界等からの貢献に記載項目がございます。</p> <p>4) 「大学等」、「企業等」の機関区分については、以下のとおりに判定いたします。 法人税法第2条1項九に規定する普通法人の場合は企業等に該当 法人税法第2条1項九の2に規定する非営利型法人の場合は大学等に該当</p>
24	<p>・公募要領のp.64の（3）研究開発等の進め方 研究開発の進め方（研究開発終了時の目標とその達成のための毎年度及び三年度途中までに達成すべき目標を含む）について記載とありますが、三年度途中と三年度末の達成目標は別の内容で分けて書く必要がありますでしょうか。もしくは同様の内容で、P34のステージゲートとの認識で正しかったでしょうか。</p> <p>・仮に分ける場合、「三年度途中」とは具体的に何月頃の状態で考えれば良いのでしょうか。</p>	<p>分けて記載いただく必要はありません。研究開発3年目（令和7年度）に中間評価を実施し、研究開発テーマの統合又は廃止も含む機動的・総合的な見直しを実施する予定です。中間評価では3年度末までの評価を実施いたしますので、3年度末までに達成すべき目標について記載ください。</p>
25	<p>3点SIP第三期の応募に関してお伺いしたいことがありご連絡をさせて頂きました。</p> <p>①現在弊社は共同研究機関での応募も視野に検討しているのですが、共同研究機関から直接e-radに提出する書類等は無いという認識で問題ないでしょうか？</p> <p>②様式11誓約書をご提出するにあたり「※法人の場合は全ての役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付してください。」とあります。このすべての役員とは、取締役以上の全てが対象でしょうか？それとも執行役員以上の全ての者が対象になりますでしょうか。</p> <p>③誓約書付属の「生年月日が明らかになる資料」に関して、公的証明書のレベルの証明が必要になりますでしょうか。それとも社内で整理された経歴書等でも問題ないでしょうか。</p>	<p>①応募書類（提案書）は代表となる研究開発機関から提出となっています。 共同研究開発機関から個別の対応は不要です。（共同研究開発機関が府省共同研究開発管理システム(e-Rad)に登録されていることは必要です。）</p> <p>②情報公開されている役員全員を記載ください。</p> <p>③公的証明書ではなくても、代表権者の印があれば様式は自由です。</p>